

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 5 日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療機構運営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課
総合教育政策局日本語教育課

専修学校等における外国人留学生の
日本語の能力基準に係る経過措置について

外国人留学生の適切な受入れに関しては、「令和 9 年度専門学校入学者選抜について」（令和 8 年 7 月 3 日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）や「専修学校における外国人留学生の在籍管理等について（依頼）」（令和 8 年 4 月 27 日付け 8 教生推第 16 号総合教育政策局生涯学習推進課長通知）においてお知らせしてきたところですが、このうち、必要な日本語の能力基準に係る経過措置について、下記のとおりお知らせします。

記

「令和 9 年度専門学校入学者選抜について」及び「専修学校における外国人留学生の在籍管理等について（依頼）」においては、専修学校に対する日本語など必要な能力の基準を明確化し、適正な水準を維持することが重要であると示しており、日本語で授業を行う場合には、「日本語教育の参照枠（令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会）（以下「日本語教育の参照枠」という。）において、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされている B 2 以上が目安であるとしています。

しかしながら、公益財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験（J L P T）については、試験機関によって「日本語教育の参照枠」における B 2 に対応する点数が公表されているものの、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（日本語（読解、聴解及び聴読解の合計）、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する B J T ビジネス日本語能

力テスト、一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施する J P T 日本語能力試験等については、現時点では各試験機関によって「日本語教育の参照枠」における B 2 に対応する点数は公表されていない状況です。また、出入国在留管理庁においては、「在留資格「留学」により本邦の教育機関において教育を受けるために必要な日本語能力を測定する日本語試験の作成のためのガイドライン」(令和 8 年 3 月 2 日出入国在留管理庁)に基づいて、在留審査で用いるために、今後、「日本語教育の参照枠」における日本語能力の熟達度と日本語の能力判定に係る各種試験による能力評価との対応付け等を実施することとされています。

これらの状況を踏まえ、専修学校及び各種学校(以下「専修学校等」という。)における各種試験を活用した令和 9 年度入学者選抜の実施に影響が生じていることに鑑みて、出入国在留管理庁と協議した結果、令和 11 年度入学者選抜までは経過措置を設け、従前のとおり日本語能力試験 N 2 レベル相当以上を目安として必要な日本語能力を有するものとみなすことも可としますので、お知らせします。

なお、各専修学校等においては、当該経過措置期間中であっても、原則としては「日本語教育の参照枠」における B 2 以上が目安であることに留意いただき、B 2 以上の日本語能力を有することについて、例えば認定日本語教育機関(ただし、課程の到達目標が B 2 以上であるものに限る)の修了や、筆記・面接試験等の実質を伴う確認を行うなど、多様な手段によって確認することを推奨する旨申し添えます。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

(添付資料)

- ・「日本語教育の参照枠」の概要

(参考資料)

- ・日本語教育の参照枠について
 - －「日本語教育の参照枠(報告)」(令和 3 年 10 月 12 日文化審議会国語分科会)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf

- －「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」(令和 4 年 2 月 18 日文化

審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001_01.pdf

－「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02799.html

・日本語教育機関認定法等について

－日本語教育機関認定法ポータルサイト

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>

－文部科学省ホームページ「日本語教育」（認定申請に関わる資料等を掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_p.htm

－認定日本語教育機関の認定申請に係る実務説明会

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03308.html

・出入国在留管理庁における各種試験による能力評価との対応付けについて

－「在留資格「留学」により本邦の教育機関において教育を受けるために必要な日本語能力を測定する日本語試験の作成のためのガイドライン」（令和8年3月2日出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001456934.pdf>

＜本件連絡先＞

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：０３－６７３４－２９３９

「日本語教育の参照枠」(文化審議会報告 令和3年10月)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ人が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。



【参考】 ・国内に在留する外国人 約377万人(令和6年末)
・国内で就労する外国人 約230万人(令和6年10月)
・海外の日本語学習者 約400万人(令和6年)

2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と活用状況

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40以上の言語に翻訳。
- ・言語資格を承認する際の根拠としても活用可能であり、国境や言語の枠を超えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立てられている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受入れのための言語教育や言語能力判定試験の基準に用いられている。
- ・欧米だけでなく、アジアにおいてもCEFRのレベルなどを活用した各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒ 「日本語教育の参照枠」取りまとめ

「日本語教育の参照枠」はEFRを参考にしているため、国際通用性が高く、言語や機関間の共通の指標で日本語能力を示すことができる。

3. 「日本語教育の参照枠」の概要

(1) 理念

① 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

② 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

③ 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

(2) 主な構成 (全体的な尺度・五つの言語活動・Can do)

● 全体的な尺度 CEFRを参考に、日本語能力を六つのレベルで提示。

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2

● 五つの言語活動 従来の言語技能を「言語活動」と位置付け、四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、提示。

聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
------	------	----------------	--------------	------

● 言語能力記述文 言語活動ごとに、日本語での行動を「〜できる」という形で示した言語能力記述文(Can do)を用い、学習対象となる内容を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。学習目標等に活用できる。

【話すこと(やり取り):A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り):B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。